

# 最後に高額な商品を買わせる SF商法(催眠商法)に注意!!!

## 相談事例

「お米1kgと卵1パック合わせて100円」というチラシを見て会場に出かけた。行く度に安い値段でいろいろな商品を購入できるし、販売員がとても親切だったので何度も通っていたら、私だけ販売員に呼び止められ、小部屋に案内されて下着や健康食品、布団などを次々と勧められた。断っても「あなたのために勧めている」「試着で身に着けたのだから買って」などと言われ、断り切れずに買ったこともあった。気が付くと2か月で総額200万円ほどになっていた。

年金生活で支払いが大変なので販売業者にキャンセルを申し出たが、返品できないという。購入した商品はほとんど未開封のまま押し入れに入れてある。商品を返品するのでお金を返してほしい。



## 消費生活センターから

「閉め切った会場に高齢者等を集め食品や日用品等を無料同然で配って雰囲気盛り上げた後、高額な商品を購入させる」など、会場の雰囲気由来場者の購買意欲を高め、冷静な判断力を失わせて最終的に高額な商品を契約させる商法を「SF商法(催眠商法)」といいます。

安い値段で品物が購入できるので長期にわたって通い続け、最終的には必要のない100万円以上もする高額な商品の契約をしてしまった例や、販売員から特別扱いされたり、必要ないと思い断っても「あなたのため」などと自分を思いやるような言葉をかけられて契約してしまった例がみられます。中には、老後の資金を崩してまで商品を購入した例もあります。

- 勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう。
- 家族や周囲の方も気を配りましょう。高齢者に寄り添って事情をよく聞くことでトラブルが発覚する場合があります。
- 特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、クーリング・オフの対象になります。詳細については、消費生活センターまでお問い合わせください。

おかしいな、と思ったら消費生活センターへご相談ください

### ◆世田谷区消費生活センター

相談専用電話

☎3410-6522

高齢者(65歳以上) 相談専用電話

☎5486-6501